

木津川市教育委員会会議録

平成31年第3回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成31年3月28日（木） 午前10時00分から午後12時10分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、藤岡教育部次長兼学校教育課長、
西村社会教育課長

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認
教育長が、平成31年第2回定例会議の会議録の承認について提案された。
委員より異議なく承認された。

3. 議事
《議案第10号 木津川市社会教育委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市社会教育委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求めるもの。
任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までである。

【質疑応答】

教 育 長：新規の委員は何名か。

事 務 局：2名である。

委 員：年齢の制限はあるのか。

事 務 局：年齢による制限はない。

教 育 長：女性の比率は、どれくらいか。

事 務 局：12名中の7名が女性である。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第11号 公民館長の任命について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市南加茂台公民館長を任命するため、教育委員会の議決を求めるもの。

【質疑応答】

委員：この方の略歴を紹介されたい。

事務局：旧加茂町教育委員会で、社会教育課職員として生涯学習に7年間従事。公民館を担当し、南加茂台公民館での業務経験がある。

平成25年に木津川市を退職され、現在は、木津川市臨時職員として放課後児童クラブで勤務されている。

委員：任期はいつまでか。

事務局：嘱託職員として1年間の雇用期間である。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第12号 木津川市公民館運営審議会委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市公民館運営審議会委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求めるもの。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までである。

これまでから、公民館運営審議会委員については、社会教育委員が職を兼ねることとして運営しており、社会教育委員と同一の者を提案させていただいている。

【質疑応答】

委員：選定理由は。

事務局：長年の経験と知識、活動状況から適任であると考えている。

教育長：公民館運営審議会の会議は、年間何回開催しているのか。

事務局：審議会としては、開催していない。ただし、社会教育委員会を年間18回開催しており、その中で、公民館の現場視察や運営状況について議論いただいている。

教育長：公民館運営審議会としての、整理が必要である。

社会教育法で、運営審議会を置くことと規定されているのか。

- 事務局：社会教育法第29条第1項で、置くことができると規定され、同条第2項では、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする規定されている。
- 教育長：義務規定ではないが、市として必要があるとして条例設置しているので、整理されたい。
- 事務局：社会教育法が求める内容については、社会教育委員会の中で審議されている。
- 委員：公民館運営審議会委員として報酬を支払っているのか。
- 事務局：支払っていない。
- 委員：公民館運営審議会であれば、利用者の代表が委員に入られるべきではないか。利用料金を改定する等の際に、利用者の声が外部からしか入らなくなる。
- 事務局：社会教育委員については、地域の活動団体の代表者が参画されており、十分に地域の声が反映されている。
- 委員：社会教育委員会で公民館の活動等を審議する際には、公民館長は出席しているのか。
- 事務局：事務局職員が出席して説明をしている。
- 委員：法の趣旨からしても公民館長が出席していないならば、審議会を開催したことにならないのではないのか。
- 事務局：館長の諮問に応じるとの規定には、館長が立案した講座計画を事務局で整理して予算化し、事業実施の具体的な内容については、年度当初に審議いただいている。
- 委員：公民館に関する部分では、社会教育委員会と切り離して、公民館長も入って審議すればよい。
- 事務局：講座計画については、館長が入っていない部分もあるが、昨年の実績では、部会で公民館に出向き、公民館長を交えて説明や課題の検討を行った。
- 教育長：公民館運営審議会がある以上は、社会教育委員会の中でやっているというのではなく、公民館運営審議会として審議するという整理が必要である。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第13号 木津川市スポーツ推進委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

スポーツの振興のため、市民に対しスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うため、木津川市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までである。

【質疑応答】

委員：委員定数は何名か。

事務局：40名以内である。

委員：定数に近づけようとしているのか。

事務局：平成30年度現在で、23名の委員に活動いただいている。平成31年度からの委員については、更なる充実を目指して公募を行い、4名の応募があり、口述試験を欠席された1名を除いて3名の新規委員を提案させていただいている。もう1名の新規委員については、退任される委員からの推薦を受けた方である。

委員：新規の委員は、若い方か。

事務局：30代から40代の方である。

委員：南山城支援学校ではボッチャに取り組んでおられる。健常者と一緒にできる競技に力を入れておられるので、そういったスポーツも広げていただきたい。

教育長：年度途中で増員は難しいのか。

事務局：できる限り委員を増やしていくスタンスでいるので、適任者があれば追加委嘱をしていきたい。

委員：スポーツ推進委員の活動内容を聞かせていただきたい。

事務局：木津川市のスポーツ推進委員が考案されたきづなアレンジボールというニュースポーツの普及、小学校へ出向いての陸上競技指導や小学生を対象としたドッジボール大会の開催、体育協会主催のマラソン大会への協力などである。年間30回を超える活動をされている。

委員：活動報告は出てくるのか。あれば拝見したい。

事務局：次回教育委員会で活動実績を報告させていただく。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第14号 木津川市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

公立幼稚園における預かり保育について、より利用しやすい内容となるよう改正することとし、所要の改正を行うもの。

現在の4、5歳児を対象としたものから3歳児を含めた全園児まで拡大する。

また、最低利用人数を3名から1名に拡大するもの。

加えて、預かり保育の実施日を、火曜日又は木曜日の給食実施日から対象園児の降園時間が14時である日に改めるものである。

【質疑応答】

委員：預かり保育について保護者にアンケートを取った際には、希望する方が非常に多くあったので、実際どうなるのか心配したが、年度途中の報告では、それほど希望がないとのことであった。簡単に実績を報告されたい。

事務局：本年1月までの実績は、対象回数49回の内、木津幼稚園では22回預かり保育を実施した。27回については、希望者が3名に満たなかったり、キャンセルにより実施しなかった等である。

相楽幼稚園では、期間中に希望のなかった回が6回あった。

高の原幼稚園では、ほぼ3名以上の希望があり、全ての回で実施した。

利用状況だが、20名を超えての抽選となったことがなく、最大でも16名の利用であった。また、少ない回では、3名からキャンセルが出て、1名で実施をした場合もあった。

これらの状況から再度、保護者にアンケートを実施し、ご意見として3歳児の利用希望や利用の目的にリフレッシュのためにも認めて欲しいなどであった。

教育長：利用の実人数や延人数を報告されたい。

事務局：月毎であるが、延べ人数は、5月度が43名、6月度が117名、7月度は夏休みもあり41名、9月度が90名、10月度が110名、11月度が128名、12月度は冬休みがあり59名、1月度が75名である。

委員：非常勤の職員を、各園に1名配置して対応したのか。

事務局：加配の臨時職員教諭の配置時間を延長して対応した。

委員：来年度も同様の対応か。

事務局：お見込みのとおり。

委員：預かり保育に関する保護者の評価はどの様に聞いているのか。

事務局：アンケートの中では、リフレッシュのために利用できないことやバス通園をしている園児の場合に、降園時に保護者が迎えに行かなければならないことなどが使いづらいとのことである。

また、利用を申し込んだが、3名に満たないために預かり保育が実施されないとすれば、仕事の予定を入れられないといった意見があった。

なお、アンケートの中で、預かり保育を利用しない一番の理由は、預かり保育は必要がないとの意見で、約4割もの回答があった。

二番目は、預かり保育は利用したいが、預かり保育の理由に該当しないというものであった。

委員：保育内容に関する意見はなかったのか。
事務局：内容に関する意見はなかった。
教育長：10月からの幼児教育無償化が、預かり保育にどのように影響するのか。
事務局：預かり保育の利用理由として、就労に伴い預かり保育を利用する場合は、無償化の対象になる。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《報告第1号 木津川市交流会館の利用料金の承認について》

《報告第2号 木津川市加茂文化センターの利用料金の承認について》

《報告第3号 木津川市山城総合文化センター等施設の利用料金の承認について》

教育長が、指定管理者が収受する利用料金についての報告であり、報告第1号から第3号までを一括して事務局に説明を求めた。

事務局が、報告書に基づき説明を行った。

〔説明〕

まず、報告第1号の木津川市交流会館の利用料金の承認については、木津川市交流会館条例第18条第2項の規定により、別紙のとおり承認した。

続いて報告第2号の木津川市加茂文化センターの利用料金の承認については、木津川市加茂文化センター条例第21条第2項の規定により、別紙のとおり承認した。

続いて報告第3号の木津川市山城総合文化センター等施設の利用料金の承認については、木津川市山城総合文化センター条例第24条第2項及び木津川市やすらぎタウン山城プール条例第21条第2項の規定により、別紙のとおり承認した。

指定管理者が収受する利用料金については、条例の規定の範囲内で教育委員会の承認を得て料金を定めることとしている。

各指定管理者から承認を求められた利用料金については、それぞれ条例に規定する利用料金と同額であったため、教育長が専決したものである。

【質疑応答】

委員：これまでの利用料金から変化はあるのか。

事務局：これまでと同様である。

委員：ホールを使用する場合は、午前と午後の区分で利用料が定められているので、1日借りた場合は、12時から13時の料金は必要ないが、研修室などは、時間単位で利用料金が定められているので、12時から13時の間も料金が必要になると考えてよいのか。

事務局：お見込みのとおり。

4. 教育長報告（平成31年2月21日～平成31年3月28日）

（1）教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・2月21日に市議会が開会した。2月25日が総務文教常任委員会、3月4日から5日、7日から8日にかけて一般質問であった。
- ・3月14日は、中学校卒業式、15日が幼稚園卒園式、19日の午前が小学校卒業式、午後には総合教育会議と委員の皆様にはお世話になりました。
- ・3月14日午後の府知事への表敬訪問は、木津高校生が高校生ビジネスプラングランプリを受賞したことによるもの。全国4,000件の中でのグランプリである。
- ・27日は、新規採用教職員受入式を行った。

5. その他

（1）今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

（2）平成31年度 幼稚園：入園式、小・中学校入学式 教育委員会出席者について 事務局が、資料に基づき出席者を報告した。

（3）最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

（4）次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成31年4月22日（月）午前10時00分から開催することを確認した。

6. 追加議案

《議案第15号 職員人事について》

予定をしていた議事に加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3項の規定に基づき、議案第15号として職員人事についてを議題とし、教育委員会の議決を求めるもの。

また、審議に関しては、この件が人事に関する事件であることから、木津川市教育委員会会議規則第12条第1項第1号の規定による秘密会を提案し、委員による賛成の挙手を求めた。

委員全員の挙手により追加議案及び審議を秘密会とすることを決定した。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

教育長が、会議を閉会した。